

届出対象行為（埼玉県景観計画抜粋）

第4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次に掲げるものとする。

届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出の内容について、指導又は助言を求めることができる。

ア 一般課題対応区域

(ア) 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）のうち、高さが15メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物（第2号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。）、第2項各号に掲げる工作物又は第3項各号に掲げる工作物（以下「工作物」という。）のうち、高さが15メートルを超えるものの新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

イ 特定課題対応区域（圏央道沿線区域）

(ア) 建築物

建築面積が200平方メートルを超える建築物（一戸建て専用住宅を除く。）の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(ウ) 廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

屋外において行う、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源、その他の物

件の堆積（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年条例第64号）第2条第4号に規定する土砂の堆積を除く。）（以下「物件の堆積」という。）であって、当該物件の堆積に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は高さが1.5メートルを超えるもの。

ウ 特定課題対応区域（圏央道以北高速道路沿線区域）

（ア）建築物

建築面積が200平方メートルを超える建築物（一戸建て専用住宅を除く。）の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

（イ）工作物

高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

エ 適用除外

法令、条例の規定により良好な景観の形成のために必要な措置が講じられている次に掲げるものは、届出対象行為としない。

（ア）法第16条第7項第1号から第10号に規定する通常管理行為等。

（イ）都市計画法第8条第1項第7号の風致地区の区域内で行う行為。

（ウ）都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園の区域内で行う行為。

（エ）首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第5条第1項の近郊緑地特別保全地区の区域内で行う行為。

（オ）自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項第1号の自然公園の区域内で行う行為。

（カ）都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の特別緑地保全地区の区域内で行う行為。

（キ）景観農業振興地域整備計画の区域内で行う同計画で定める事項に係る行為。

（ク）埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）第17条第1項の県自然環境保全地域のうち特別地区の区域内で行う行為。

（ケ）圏央道沿線区域の地区計画等で知事が認めるものの区域内で行う行為。